

平成25年6月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(ネ)第69号 過払金返還請求控訴事件 (原審・山口地方裁判所宇部支  
部平成23年(ワ)第263号)

口頭弁論終結の日 平成25年5月14日

判 決

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

控訴人(被告)	アコム株式会社
代表者 代表取締役	木下盛好
訴訟代理人弁護士	新宮浩平
同	兒島聖司
同	富満康史

山口県宇部市大字船木 [REDACTED]

被控訴人(原告)	[REDACTED]
訴訟代理人弁護士	中村 覚
同	田邊一隆
主文	

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要 (略語は、特記しない限り、原判決に従う。)

- 1 本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との金銭消費貸借取引 (原判決別紙計算書記載の取引。以下「本件取引」という。)において控訴人にした弁

済について、利息制限法の規定に基づき引直し計算をすると過払金が生じております、控訴人が悪意の受益者であるとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及び民法所定の利息（241万3389円及びうち167万0133円に対する平成23年8月12日から支払済みまで年5分の割合による金員）を被控訴人に支払うよう求めるのに対し、控訴人が、和解契約（以下「本件和解」という。）が成立している旨の抗弁を主張して被控訴人の請求を争い、被控訴人が本件和解の錯誤無効の再抗弁を主張する事案である。

原判決は、本件和解は錯誤により無効であるとして被控訴人の請求を認容したので、控訴人が本件控訴をした。

2 前提事実及び当事者の主張は、後記3に控訴人の当審における主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」（原判決1頁25行目から同2頁7行目まで）、「2 当当事者の主張」（原判決2頁8行目から同3頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 3 控訴人の当審における主張

和解の前提事実である取引日、貸付金額、返還金額等に錯誤はない。また、みなし弁済の成否という法律上の解釈に係る貸金債務の存否について錯誤があったとしても、本件和解がされた平成15年当時は控訴人のみなし弁済の主張が認められる可能性があったのであり、みなし弁済の適用があることを前提として和解に応ずることがないともいえないから、要素の錯誤ということもできない。

仮に本件和解が無効とされた場合であっても、一旦和解がなされた以上、その時点から本件訴え提起がなされるまでは控訴人は善意の受益者である。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、次のとおりである。

## 2 惡意の受益者について

原判決の「事実及び理由」欄の「第3 判断」の「1 惡意の受益者について」（原判決3頁22行目から同4頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 3 和解契約の存否について

(1) 控訴人は、本件和解により、過払金返還債務も含めた控訴人と被控訴人間の債権債務関係が解消された旨主張する。

(2) しかし、控訴人と被控訴人が、平成15年8月28日、控訴人の宇部中央支店において、その時点の本件取引の約定残元金債務49万7951円を一括弁済し、その余の利息の支払いを免除するとの内容で合意し、被控訴人が同額を控訴人に弁済したこと（乙1，2，原審証人 [ ] 弁論の全趣旨）は認められるが、示談書等の提出がないのであるから、過払金返還請求権が和解の対象となっていたのか、清算条項があったのか等は明らかでないといわざるを得ない。

むしろ、本件和解がなされた控訴人の店頭では、過払金について紛争があるという雰囲気はなく、控訴人の従業員も過払金があると考えてもいなかつた（原審証人 [ ]）のである。そうすると、控訴人と被控訴人が本件和解によって止めることを約した争いは、過払金返還請求権を含むものであつたとは考えがたく、本件取引の約定債務の弁済方法にとどまるものであつたとみるのが合理的である。

(3) したがって、過払金返還債務に関する和解が成立した事実を認めるに足りる証拠はないのであって、控訴人の上記(1)の主張は採用することができない。

4 以上によれば、本件和解の抗弁は理由がなく、被控訴人の請求は理由がある。

5 よって、原判決は結論において相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官

宇田川

基

裁判官

近下秀明

裁判官

丹下将克

これは正本である。

平成25年6月20日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 笠岡英樹